

第6章　自主規制機関

第1　自主規制機関との関係等

1　自主規制機関の機能強化

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券業協会等自主規制機関の機能についても議論が行われ、行革審答申（同年9月）、国会決議（衆議院（同月）、参議院（同年10月））及び証券取引審議会報告（平成4年1月）において、自主規制機関の機能の強化を図る必要がある旨の指摘がなされた。

証券取引審議会報告においては、その背景として、証券取引等は高度の専門性を有し、また、状況の変化に弾力的に対応する必要がある等の特性を持っており、このため、証券市場等の規制については、市場関係者による自主的な取組みが行われることが望ましいとの指摘がなされている。

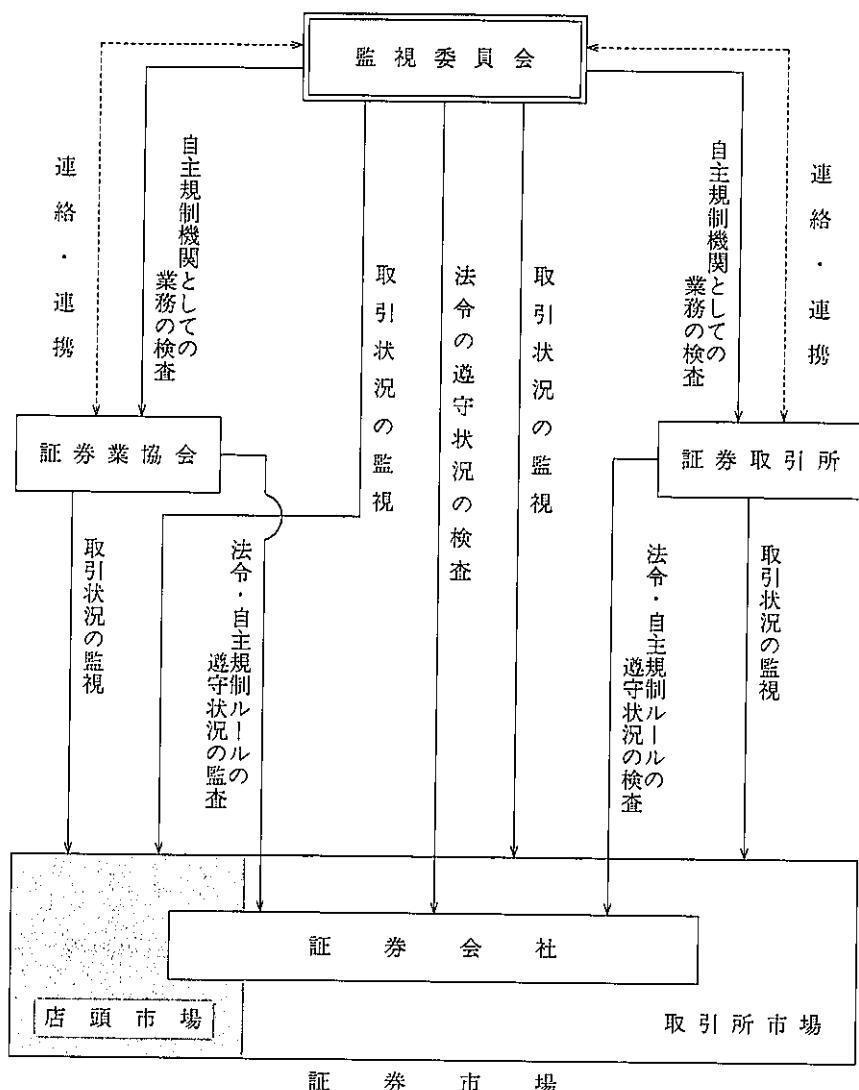
こうした指摘等を踏まえ、公正確保法において証取法等の改正が行われ、自主規制機関の機能が強化された。

2　監視委員会と自主規制機関との関係

自主規制機関は、市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、証券会社等が法令や自主規制ルール等に基づいて適正な業務を行っているかどうかの監査等を行うことになっており、監視委員会と自主規制機関とは、市場の監視について、いわば車の両輪としての役割を担っていると言える（第3図参照）。

一方、監視委員会は、自主規制機関の監査等の業務が適切に執行

第3図 監視委員会と自主規制機関との関係



(注) 金融先物取引についても同様である。

されているかどうか、あるいは、自主規制機関が自主規制ルール等に違反した会員等の処分を厳正に行っているかどうかについて、検査する立場もある。

監視委員会としては、このような関係にある自主規制機関の活動状況を把握するため、証券業協会及び証券取引所等から監査等の活動状況についてヒアリングを行うなど、自主規制機関と緊密な連絡・連携を図っている。

なお、自主規制機関からの報告によれば、その活動状況等は以下のとおりである。

第 2 証券業協会

1 組織及び業務

- (1) 証券業協会の自主規制機関としての性格をより明確にし、その機能の強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され、これを受けて、日本証券業協会は、従来の民法上の社団法人から証取法上の法人に改組されるとともに、外務員の登録事務を大蔵大臣から委任される等の措置が講じられた。
- (2) 運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である協会員総会、重要事項を議決する理事会、理事会の諮問に応じ意見を述べる各種委員会を中心構成される（第4図参照）。
- (3) 主な業務は、以下のとおりである。
 - ① 自主規制ルールの制定、実施
 - ② 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査
 - ③ 株式及び公社債等の店頭市場の管理、相場表の公表
 - ④ 証券取引の苦情相談
 - ⑤ 証券従業員の教育研修及び資格試験の実施

⑥ 協会員の所属外務員に係る登録に関する事務

2 活動状況

(1) 監査体制の機能強化及び監査の実施状況等

① 監査体制の機能強化の状況

日本証券業協会は、監査周期の短縮、特別監査制度の導入、機動的な支店監査の実施、専任監査員の増員、監査員の資質の向上など監査体制の拡充を行うとともに、協会員の営業姿勢の適正化をさらに推進するため、監査に当たっては法令・諸規則等の遵守状況に重点をおくなど、自主規制機能の強化策の一環として協会員に対する監査体制を拡充・強化している。

また、監査の実施に当たっては、協会員の内部管理を一元的に行うために設置した内部管理統括責任者を有効に活用するなどの監査機能の充実を図っている。

さらに、監査結果に基づき、従来にも増して厳正な処分等を行うこととしている。

② 主な監査項目

有価証券の売買注文の受託に関する管理状況、有価証券の売買等に関する規則等の遵守状況、有価証券の売買注文の執行、受渡し、保管の管理状況、社内管理体制の整備状況等を監査項目としている。

③ 監査の実施状況

原則として2年の周期で監査を実施しており、平成4年度(平成4年4月～5年3月)は、130社(国内証券会社109社、外国証券会社21社)の監査を実施している。

④ 監査結果の概要等

平成4年度における監査の結果を見ると、顧客カード・内部

者取引に関する登録カードの作成遅延・記載不備、売買取引に関する確認書の徴求遅延など営業活動、顧客管理に伴う規則違反等が認められている。

これら規則違反等のうち、特に改善を図る必要があると認められたものについては、当該協会員に対して改善状況報告書の提出を求め、必要な改善指導を行っている。

このほか、資本金30億円以上の証券会社を対象に損失補てんについて自主点検を行うよう指示し、平成4年10月、点検結果を公表している。

(2) 売買審査部門の活動状況

① 市場監視体制

日本証券業協会における市場監視体制は、市場管理、発行会社に係る重要な情報の把握・確認を行う業務部店頭株式課、売買審査の業務を行う店頭売買管理室、実地監査等を行う監査部で構成されている。

その中で、店頭売買管理室は、自ら市場情報を収集し、株価・出来高や協会員の関与状況の把握を行い、売買取引の内容に異常性が認められる銘柄、店頭株式課から価格形成に重大な影響を及ぼす情報の連絡を受けた銘柄等について売買内容を調査し、必要がある場合には詳細な審査を行っている。審査の結果、必要があれば、監査部による実地調査を要請するなど、これらの部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

② 売買審査業務の概要

売買審査業務は、調査及び審査の段階に分けられる。

調査の対象となる銘柄は、所定の期間に株価が一定の幅以上変動した銘柄、売買高が一定の基準を超えた銘柄、株価形成に重大な影響を及ぼす情報のある銘柄等であり、これらについて、

価格形成面、協会員の関与状況等に重点を置いた売買内容の調査を行う。

調査の結果、不自然な価格形成、出来高推移の異常性等が認められるなど、さらに詳細な審査が必要な銘柄については、関係協会員及び当該銘柄の発行会社から事情を聴取し、必要に応じて資料の提出を求め、事実関係の解明を行い、法令等の遵守状況を確認する。

③ 審査結果に基づく措置

審査の結果、法令等に違反する行為が認められた場合には、当該売買取引等に関与した協会員等に対して、再発防止の観点から定款に基づく措置を講じている。

また、法令違反には該当しないものの、そのまま売買取引の受託執行状況を放置しておけば法令違反に該当する疑いが持たれる行為が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、協会員等に対し注意等を行っている。

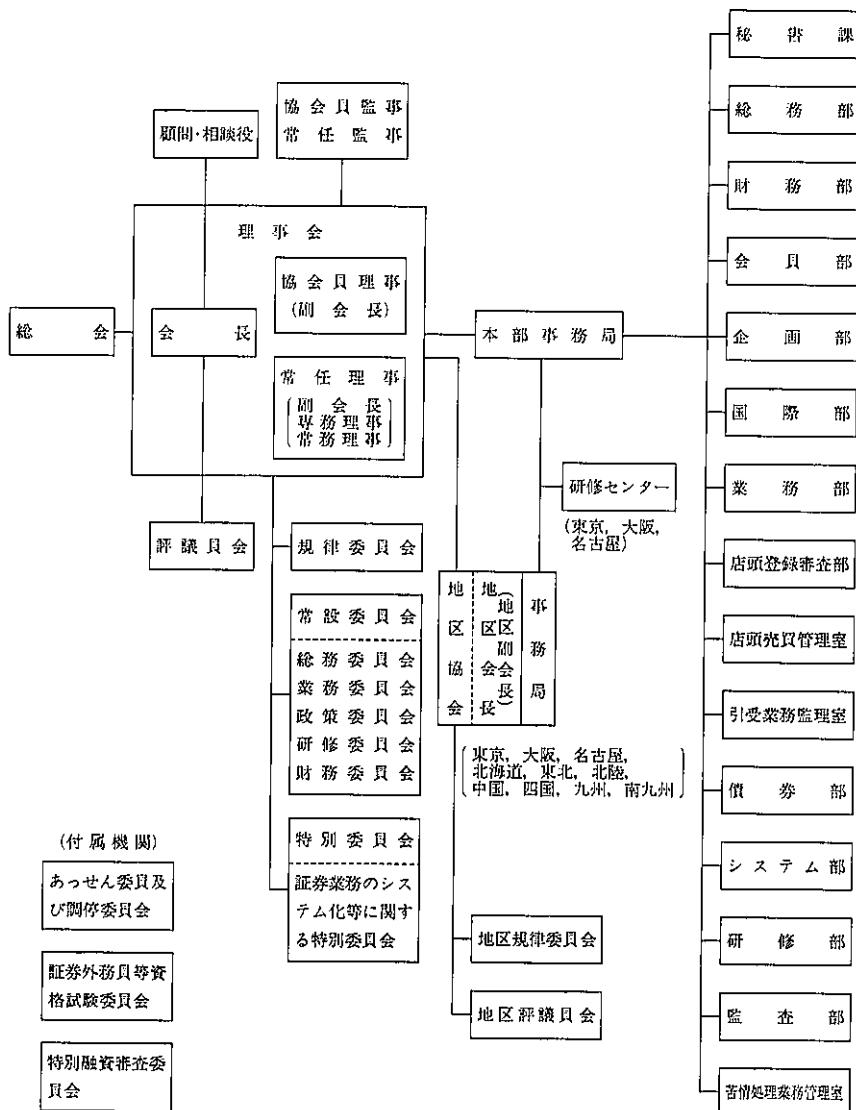
さらに、売買取引の受託執行面についての指導も適時に行い、店頭市場における公正な価格形成の確保に努めている。

④ 審査実績

平成4年度における延べ調査銘柄数等は、以下のとおりである。

調査銘柄数（一定基準に該当し、抽出したもの）	1,114銘柄
株価変動、売買高が一定の基準に該当したもの	445銘柄
重要な情報が発生したもの	654銘柄
その他売買管理上必要と認められたもの	15銘柄
審査銘柄数（調査の結果、さらに詳細な審査を要したもの）	29銘柄
株価変動、売買高が一定の基準に該当したもの	2銘柄

第4図 日本証券業協会機構図



重要な情報が発生したもの	12銘柄
その他売買管理上必要と認められたもの	15銘柄
なお、上記以外にも店頭株式課において、不適正な行為の未然防止の観点から、リアルタイムに多数の銘柄の価格動向等を監視している。	

(3) 協会員に対する処分の概要

日本証券業協会は、協会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第24条に定める事項に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、謹責、1億円以下の過怠金の賦課、6か月以内の会員権の停止若しくは制限又は除名の処分を行うことができる。

平成4年度に行った定款第24条に基づく処分は、過怠金の賦課が延べ20件、総額134百万円となっている。

これらの内訳をみると、監視委員会等の検査（平成4年7月20日前における証券局検査を含む。）や行政処分に関連して行われたものが延べ7件、総額61百万円、それ以外のものが延べ13件、総額73百万円となっている。

第3 証券取引所

1 組織及び業務

(1) 証券取引所（東京、大阪、名古屋、京都、広島、福岡、新潟及び札幌の8証券取引所）は、証取法に基づき、有価証券の売買取引等を行うために必要な市場を開設することを目的として設立された会員組織の法人である。

自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され、「会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若

しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査」及び「規則の作成」に関する事項が、定款の必要的記載事項に追加されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られている。

- (2) 運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を議決する理事会、理事長の諮問に応じ又は理事長に対して意見を述べることができる委員会を中心に構成されている（第5図、第6図参照）。
- (3) 主な業務は、以下のとおりである。
- ① 自主規制ルールの制定、実施
 - ② 会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査
 - ③ 売買立会場等の市場施設の提供
 - ④ 上場有価証券等の売買取引等の監理及び決済の管理
 - ⑤ 上場有価証券等に係る約定値段の掲示及び相場表の公表
 - ⑥ 有価証券の上場審査及び上場有価証券の管理、企業内容の開示
 - ⑦ 有価証券市場に関する調査及び諸統計資料の作成

2 活動状況

- (1) 検査体制の機能強化及び検査の実施状況等

- ① 検査体制の機能強化の状況

証券取引所は、機能強化策の一環として会員等に対する検査（東京証券取引所等においては「考查」と呼称している。）体制を拡充・強化している。

例えば、東京証券取引所では、考查員の増加、考查日数の延長及び考查周期の短縮などの検査体制の強化を図るとともに、

考査事項の追加等を行っている。

② 主な検査項目

有価証券の売買注文の受託に関する管理状況、有価証券の売買等に関する規則等の遵守状況、有価証券の売買注文の執行、受渡し、保管の管理状況、社内管理体制の整備状況等を主な検査項目としている。

③ 検査の実施状況

1～2年の周期で検査を実施しており、平成4年度（平成4年4月～5年3月）は、東京証券取引所においては66社（国内証券会社49社、外国証券会社13社、特別参加者4社）について、また、大阪証券取引所においては18社（国内証券会社）について検査を実施している。

④ 検査結果の概要

平成4年度における東京証券取引所及び大阪証券取引所の検査結果を見ると、市場環境の悪化等を受けて、信用取引追加保証金の預託不足並びに現金取引買付代金、信用取引現引代金及び信用取引決済損金の立替え等がかなり認められた。

なお、検査の結果、法令等の違反や営業姿勢、内部管理体制等の問題があり、改善を図る必要があると認めた場合は、当該証券会社等に対して改善報告書の提出を求め、必要な指導を行っている。

(2) 売買審査部門の活動状況

① 市場監視体制

市場監視体制は、東京証券取引所を例にとると、売買立会場における売買取引の監視を行う株式部・債券部、会社情報の内容確認等を行う上場部上場管理室、個別銘柄の売買取引の内容について審査等を行う売買審査部、会員の営業、財産に関する

る検査等を行う考查部で構成されている。

その中で、売買審査部は、集積した市場データ等から抽出した銘柄のほか、株式部・債券部より売買取引の状況に異常性の認められる銘柄について、上場管理室からは有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報について連絡を受け、これらの銘柄等について調査・審査を行っている。審査の結果、必要があれば、考查部に対して特別考查の実施を要請するなど、各部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

② 売買審査業務の概要

売買審査業務は、調査及び審査の段階に分けられる。

調査の対象となる銘柄は、合併・業務提携等、有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報が発生した銘柄、価格・取引高等売買取引の状況に異常性が認められる銘柄等であり、これらについて、価格・取引高の動向及び情報の有無等の現象面における調査を行う。

調査銘柄のうち、さらに詳細な審査が必要と認められる銘柄については、売買取引の内容調査及び売買注文の執行状況等の分析を行うとともに、必要に応じて会員等からの事情聴取を行い、事実関係を解明し、法令等の遵守状況を確認する。

③ 審査結果に基づく措置

審査の結果、不適正な売買取引と認められた場合、当該売買取引に関与した会員等に対して再発防止の観点から、処分を含め、内容に応じた措置を講じている。

また、不適正な取引とは認められないまでも、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、今後の取引に関して慎重を期すよう注意を喚起している。

さらに、売買注文の受託執行面についての指導も適時に行うなど、取引所市場における公正な価格形成の確保に努めている。

④ 審査実績

平成4年度における延べ調査銘柄数等は、東京証券取引所においては、以下のとおりである。

調査銘柄数（一定基準に該当し、抽出したもの）	2,543銘柄
価格形成に関して調査を行ったもの	834銘柄
内部者取引に関して調査を行ったもの	1,690銘柄
その他の観点から調査を行ったもの	19銘柄
審査銘柄数（調査の結果、さらに詳細な審査を要したもの）	171銘柄
価格形成に関して審査を行ったもの	114銘柄
内部者取引に関して審査を行ったもの	52銘柄
その他の観点から審査を行ったもの	5銘柄

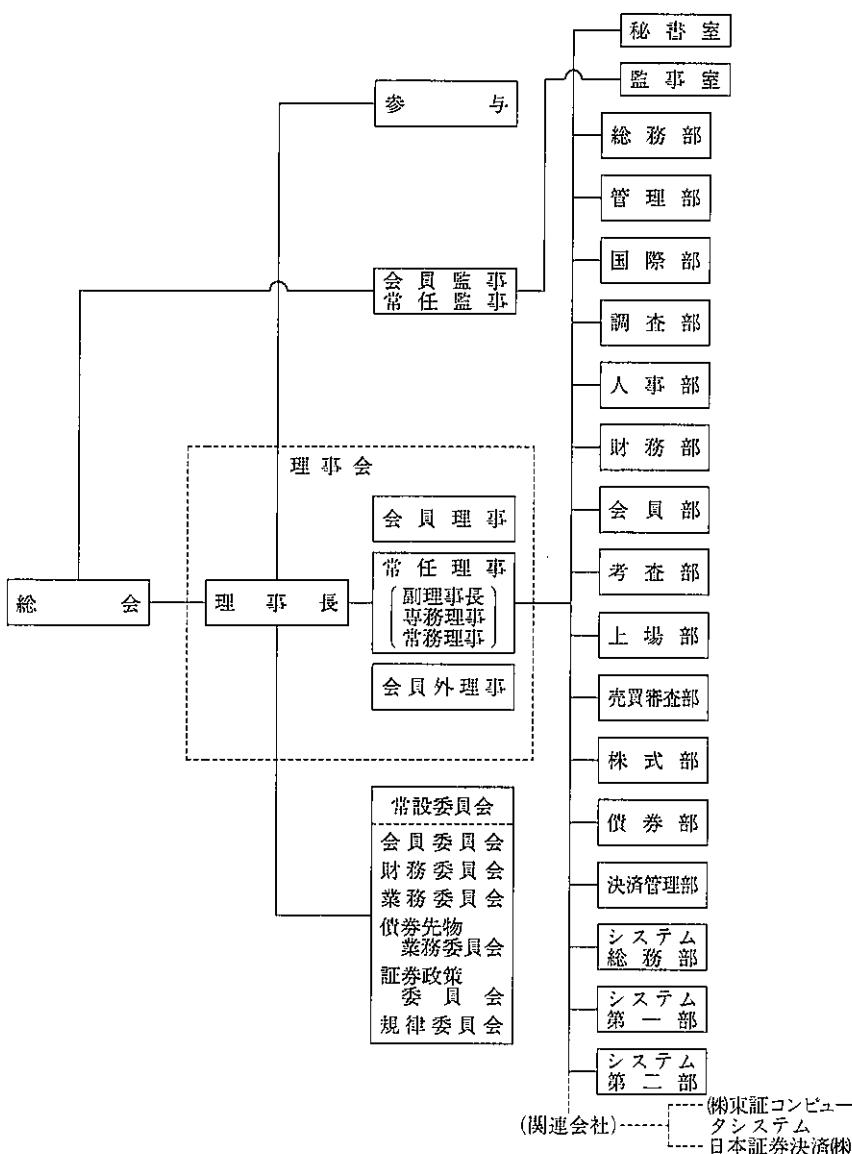
なお、上記以外にも株式部・債券部において、不適正な行為の未然防止の観点から、リアルタイムに多数の銘柄の価格動向等を監視している。

(3) 会員に対する処分の概要

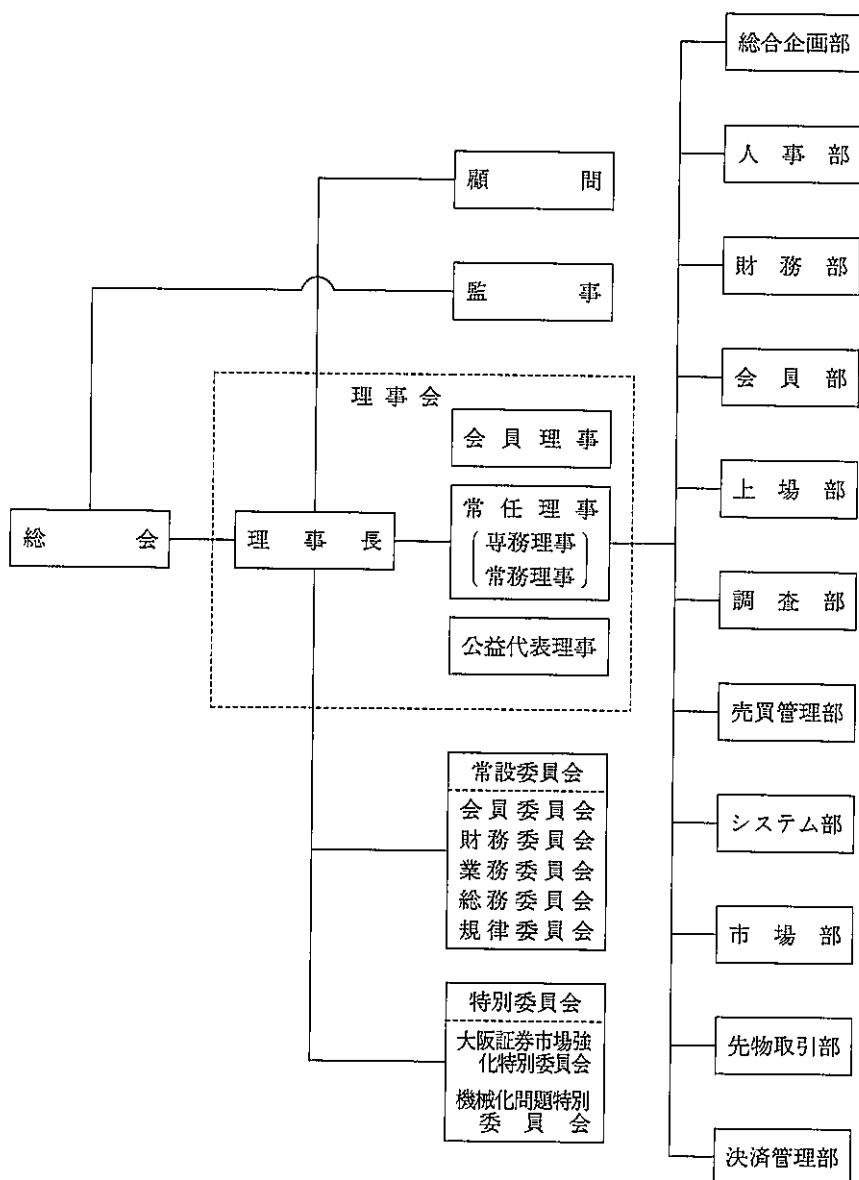
証券取引所は、会員が法令又は定款等諸規則に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第50条に定める事項に該当することとなったと認める場合は、当該会員を審問の上、1億円以下の過怠金の賦課、戒告、市場における有価証券の売買取引等の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名の処分を行うことができる。

また、会員が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は免許の取消しの処分を受けた場合には、同第55条により、その処分の内容に応じ、市場における有価証券の売買取引等の停止若しく

第5図 東京証券取引所機構図



第6図 大阪証券取引所機構図



は制限を行い、又は除名を行う。

平成4年度に東京証券取引所が行った処分は、定款第50条に基づく過怠金の賦課が延べ17件、総額79百万円、また、定款第55条に基づく売買取引の制限を課したもののが延べ3件となっている。

これらの内訳をみると、監視委員会等の検査（平成4年7月20日前における証券局検査を含む。）や行政処分に関連して行われた過怠金の賦課が延べ7件、総額35百万円、売買取引の制限を課したもののが延べ3件、それ以外の処分は、過怠金の賦課が延べ10件、総額44百万円となっている。

また、大阪証券取引所は、平成4年度に定款第55条の規定に基づく売買取引の制限を延べ3件課している。これらは、監視委員会の検査や行政処分に関連して行われたものである。

第4 金融先物取引業協会及び金融先物取引所

平成元年4月、我が国初の金融先物取引所として「東京金融先物取引所」が設立され、同年6月から取引が開始された。また、同年8月、(社)金融先物取引業協会が設立された。

自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され、会員に対する法令等の遵守状況の調査や法令等の違反に対する処分の業務が明確に規定されるなど、金融先物取引所及び金融先物取引業協会の自主規制機関としての位置付けが明確にされた。

【(社)金融先物取引業協会】

1 組織及び業務

- (1) (社)金融先物取引業協会は、金融先物取引業の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、

金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として設立された。

- (2) 運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会を中心に構成される（第7図参照）。
- (3) 主な業務は、以下のとおりである。
 - ① 法令等を遵守させるための指導、勧告
 - ② 委託者の保護を図るため必要な指導、勧告
 - ③ 協会員の金先法、金先法に基づく命令等若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査
 - ④ 苦情の相談

2 活動状況

(1) 監査体制の整備状況

平成4年7月20日の「監査規則」の施行に併せ、新たに監査部を設置し監査業務を開始するとともに、平成5年4月より監査員を増員するなど監査体制の充実を図っている。

(2) 主な監査項目

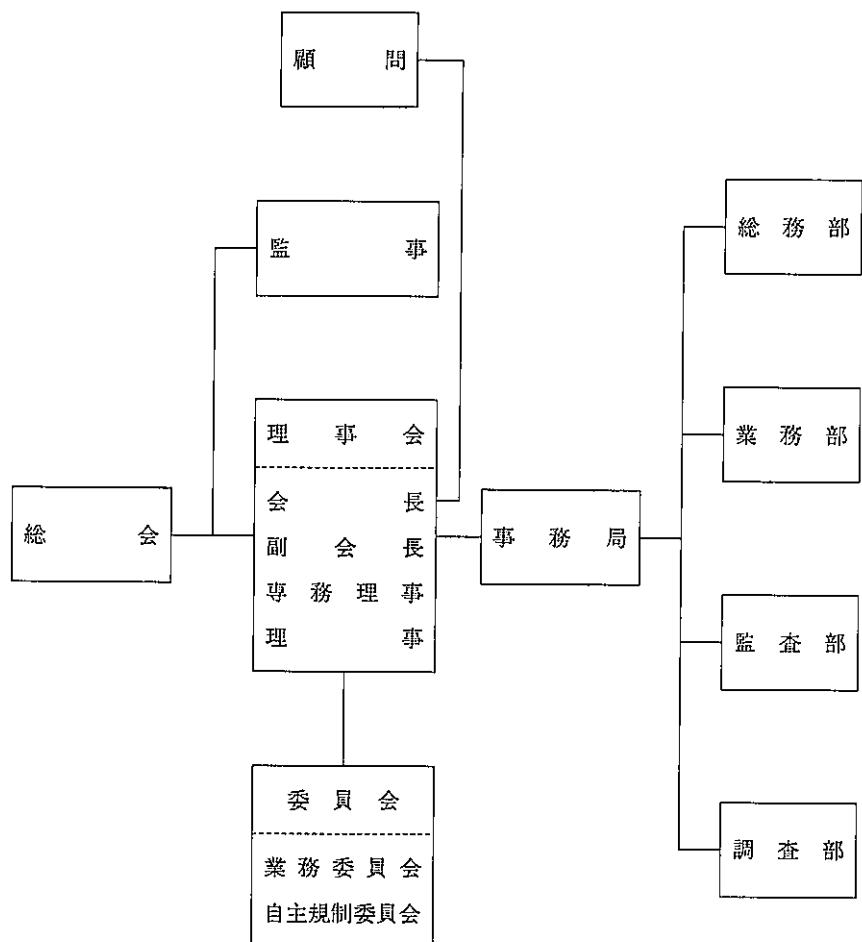
金融先物取引の受託管理の状況、委託証拠金の管理状況、金融先物取引に係る行為規制の遵守状況を主な監査項目としている。

(3) 監査の実施状況及び監査結果の概要

平成4年度においては、監査手続きの整備等を図った後、具体的な監査業務を開始し、1社に対して監査を実施したが、改善を要するような問題は認められていない。

なお、平成5年度以降計画的に監査を実施することとしている。

第7図 (社)金融先物取引業協会機構図



【東京金融先物取引所】

1 組織及び業務

- (1) 東京金融先物取引所は、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的として、金先法に基づき設立された会員組織の法人である。
- (2) 運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会、理事長の諮問機関としての常設委員会を中心に構成される（第8図参照）。
- (3) 主な業務は、以下のとおりである。
 - ① 自主規制ルールの制定、実施
 - ② 会員の金先法、金先法に基づく命令等若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査
 - ③ 市場における金融先物取引の成立
 - ④ 市場において成立した金融先物取引の清算

2 活動状況

(1) 考査体制の整備状況

会員に対する考査については、現在、取引所内に検討会を設け、考査規程に基づく実施体制及び考査内容について検討を行っている。

(2) 取引審査部門の状況

取引審査部門は、市場における個々の会員の取引について、取引監視専用のソフトウェアにより常時監視を行っており、必要に応じ、個別会員へのヒアリング等を実施している。

第8図 東京金融先物取引所機構図

